資 料 編

<総社市再出発制度改革委員会名簿>

(任期:平成26年4月30日~平成27年3月31日)

委員長	山田 孝延	(岡山県立大学 名誉教授)
委員(委員長代理)	清水 男	(総社商工会議所 会頭)
委員	加瀬野忠吉	(弁護士)
委員	平松 秀昭	(総社市地域コミュニティ連絡協議会 会長)
委 員	晝田 眞三	(協同組合ウイングバレイ 理事長)
委 員	村本 修三	(元三菱自動車工業㈱ 監査役)

[※]委員は50音順で記載

<委員会の開催及び審議概要>

	開催年	三月 日	委員会内容
第1回	平成26年	4月30日	・事件概要の説明 ・職員アンケート実施及び質問項目について
第2回	平成26年	5月16日	・今後の進め方 全体の日程調整
第3回	平成26年	5月30日	・職員アンケート結果報告 ・結果の考察及び対策に関する討議 ・改革事項の草案の提案
第4回	平成26年	6月26日	・警察官の配置について 要望等の記録制度の概要 ・指名停止要領の改正について ・入札・契約制度改革の工程について
第5回	平成26年	7月14日	・公正な職務遂行のための制度改革の工程について ・新規業者の取扱いについて
第6回	平成26年	7月31日	・コンプライアンス条例の制定意向など早期に実施する 改革概要について・入札監視委員会の機能について
第7回	平成26年	8月28日	・設計価格,予定価格等の公表の可否について ・指名選定と市内産業の振興について ・答申のまとめ方について

第8回 平成		・入札監視委員会の設置など早急に実施する改革事項に
	 平成26年 9月24日	ついて
		・設計価格,予定価格等の公表の可否について
		・随意契約の適正化について
第9回	平成26年10月15日	・提言事項及び答申(案)の作成について
第 10 回	平成26年10月29日	・提言事項及び答申(案)の作成について
第 11 回	平成26年11月 7日	・答申の提出

<調査活動の開催及びその概要>

	開催年月日	活動概要	
第1回	平成26年8月19日	・委員作成の対策検討シートの使用方法について	
		・職員ヒアリングの実施可否について	
第2回	平成26年8月27日	・当事者へのヒアリング及び質問内容について	
第3回	平成26年9月18日	・業務関連職員のヒアリング対象者と質問内容について	
第4回	平成26年10月2日	・業務関連職員ヒアリング実施	
		職場環境や入札制度等の状況を当時の部下・同僚・	
		担当者等に確認	
		13 時 25 分~18 時 10 分	
		政策監兼総務部長	
		建設部次長兼建築住宅課長	
		建設部次長兼都市計画課長	
		建設部土木課主幹	
		建設部土木課主任	
		総務部契約管財課長補佐	
		計6名 (職名は昨年度のもの)	

第1回 総社市再出発制度改革委員会(概要)

平成26年4月30日

本庁 2 階会議室 14:00~15:40

1開会

2委員紹介及び委嘱状交付

市長より委嘱状交付

3 市長挨拶

重い決意をもって、二度とこのような事件が起こらないよう、入札・契約の制度に限らず 委員の皆様からは多方面な識見から提言を賜りたい。

本日4月30日を総社市の再出発の日と捉えたい。頂戴した提言のうち早急に改革できるものは適宜改革を行う。そして最終的には10月末を目処に最終提言をまとめていただきたい。

- 出席委員5名
- ・欠席委員1名(業務の都合で書田委員欠席) 過半数の出席により成立

4委員長選任

山田委員を委員長に選任

市長から委員長へ諮問文を交付

5事件概要

事務局から説明

審議に入る前に今後の委員会の公開・非公開について協議

今後の委員会について基本は公開で、プライバシー等に触れるような内容は非公開と決定

6職員アンケートについて

事務局からアンケート案を提示

- ・接待などの誘いの有無に関する項目
- ・コンプライアンス等の研修・教育を受けた経過に関する項目
- ・情報漏えいなどの噂の有無に関する項目
- ・不当要求等の対処に周りの協力の有無に関する項目

上記,委員からの意見を加筆修正し,不当要求に関するアンケートを実施することに決定。 結果を第3回に提出。

7今後の日程について

10回程度を予定している旨を説明。次回は16日(金)午前10時~に決定。閉会

8 その他

委員から全体スケジュールの調整、資料の事前配布の要望あり。

第2回 総社市再出発制度改革委員会(概要)

平成26年5月16日(金)

本庁 2 階会議室 10:00~12:20

出席委員:6名(半数以上の出席であり委員会は成立)

1 本日の委員会の公開に関する協議

日程「3配付資料の説明」までを公開とし、「4今後の進め方、資料に関する質疑」 以降は非公開とする。

2 会議録と委員会概要の作成及び公開に関する協議

「会議録」は、委員会において非公開とした部分は総社市情報公開条例第7条第5号の意思形成過程情報に該当するため、最終答申までは非開示情報として扱う。

「委員会概要」は、公開する目的で作成するもので、委員会終了後に事務局や作成した ものを委員各位が確認したものをホームページ等で公開する。なお、委員の確認期間 を要するため1日又は2日後の公開となる。

3 配付資料の説明

事前配付している資料に基づき,入札・契約制度の概要,職員の服務制度について, 事務局が説明

4 今後の進め方、資料に関する質疑

〇第10回までの日程調整 調整結果は別紙のとおり

委員長に事故があった場合の代理者は、清水委員とする。

(設置条例第4条第3項に基づく了承)

〇今後の進め方. 資料に関する自由討議

- ・事務局から対策(案)を示すなど、テーマを絞り意見交換するという討議方法が良いのでは。
- ・定例の委員会だけでなく、事案を詳しく研究するワーキンググループが設置されて も良いのでは
- ・総社市建設業者等指名委員会の機能に関して、検討していきたい。
- ・適正な人事ローテーションが行われていたのか、検討していきたい。
- ・内部通報制度,ガバナンス機能,制度運用などがどのように行われていたのか,次 回のアンケート結果を参考に検討したい。
- ・平成23年度、24年度の入札結果を準備してほしい。
- ・入札結果の分析が、どのように行われていたのか検討したい。
- ・以前から様々な対策を講じているが、その対策と入札状況の課題を時系列で整理した資料を準備してほしい。
- ・上記以外に、入札・契約制度、職員の服務制度について、制度理解を深める主旨の 確認が多数行われた。

○第3回委員会の内容について

職員アンケートの結果報告

報告内容を踏まえ、総社市職員公益通報規程などの内部通報制度、庁内のガバナンス が機能していたかなどについて計議する。

その他

委員会開催前の午前9時30分から約30分間、委員が庁舎内を視察

委員会日程調整結果 (予定)

第3回 5月30日(金) 10時~

第4回 6月26日(木) 10時~

第5回 7月14日(月) 14時半~

第6回 7月31日(木) 10時~

第7回 8月28日(木) 10時~

第8回 9月24日(水) 10時~

第9回 10月15日(水) 10時~

第10回 10月29日(水) 10時~

※日程は変更となる場合があります

第3回 総社市再出発制度改革委員会(概要)

平成26年5月30日(金)

本庁2階会議室 10:00~12:00

出席委員:6名(半数以上の出席であり委員会は成立)

委員会公開の確認

本日の委員会を公開することを委員相互で確認

審議事項

1 アンケート結果の説明(事務局)

アンケート実施期間:平成26年5月2日から5月16日

回答率: 97. 4% (対象者854人, 回答者832人)

※対象は、嘱託職員、臨時職員を含む全職員

※育児休業、病気休暇などのやむを得ない理由がある者を除き回答あり

■アンケート全体について

- 不当要求、不合理な要求は、全ての職場で様々な形態で発生している。
- ・ 不当要求,不合理な要求が発生した際の対処は,一人で対処したという回答が約4割 あった。周りが協力的だったという意見を加味しても組織的な対処は十分とはいえな い。
- ・ 不当要求,不合理な要求は,調査対象期間でみると増加傾向にある。また,増えている ると感じている職員も多い。
- ・ 公益通報制度などを構築しているものの認知度は十分とはいえず,研修計画と併せて 改善が必要

その他、主な項目について結果を説明

2 結果に対する討議

- ・ 不当要求等があった場合, 記録は残しているか。
 - ⇒ (事務局) 明確なルールはないので、残しているものと、そうでないものがある のが実態。今後はルールを決め記録する必要がある。
- ・ 不当要求等が多い部署は確認できるが、部別の発生人数比率はどの位か ⇒総務部、保健福祉部であれば約30%、建設部であれば約50%
- ・ 項目16,17(自由記述)については、主旨で分類して、まとめて頂けると今後の 議論がやり易い。
- ・ アンケート協力に感謝する。そして、職員の協力に応える意味でも対策のレスポンス は素早く行うこと。
- リーダーの資質、責任意識に課題があるのでは。これらの意識改革を望む。
- ・ 電話の会話を録音する仕組みを作る事の検討を。予算との兼ね合いもあると思うので 不当要求等が多い部署からでも対策を講じて欲しい。
- 警察官の配置を検討してはどうか。 ⇒ 今後,委員会のなかで議論する。

3 対策に関する討議

討議の前に、事務局から改革事項の草案を提案した。

- ・ 不当要求等の記録制度は早い時期に実施すべき。
 - ⇒ (事務局) 早急に実施したい。
- ・ 記録制度の今後の検討事項として、①記録する基準を明確にすること、②情報共有できる仕組み、③公開に関しては慎重に議論すること。④記録を監査する組織が必要と思う、等がある。
- ・ 職員の意識改革が必要。特に職位の階層別研修が必要
- ・ 部署の配置について、特に建設部を本庁舎に配置することを検討した方が良い。

・ 職場のコミュニケーション向上が必要。

・ 弁護士への相談は、メールによる相談、職務に限らずプライベートな相談も含んだ顧

問契約にすると、顧問弁護士を近い存在に感じ、通報し易い環境となる。

・ 入札に関する事だが、ペーパーカンパニーの排除のため、業者の実地調査を行っては

どうか。

4 第3回時点のまとめ

・ 示された改革事項は、緊急度、重要度でメリハリをつけ、最終答申を待たずに実施で

きるものから順次進めること。

・記録制度は、早急に実施すること。

・ 市役所の意思表示となる倫理条例などは最終答申を待たず、準備を進めて欲しい。

・ 公益通報制度の規程は、匿名で通報、噂の段階で通報出来る等の改正をすること。

・ 提案された草案をもう少し具体化し、次回以降の委員会へ再度提案して欲しい。

閉会

次回の委員会について

日時:第4回 平成26年6月26日(木)午前9時30分から

内容:委員会の前半で公正な職務遂行の仕組み作り、後半で入札・契約制度改革を

討議する予定

44

第4回 総社市再出発制度改革委員会(概要)

平成26年6月26日(木)

本庁 2 階会議室 9:30~11:45

出席委員:5名(欠席 書田委員) 半数以上の出席であり委員会は成立

委員会公開の確認

本日の委員会を公開することを委員相互で確認

審議事項

1 公正な職務遂行のための制度改革について

①警察官の配置検討について

(事務局)第3回で話題になった警察官の配置について、県内14市の状況を調査した 資料を配布し説明する。

(委員発言)

- 警察官の配置は望ましい。
- ・ 職員のコンプライアンス意識徹底を担保にした配置が望まれる。不当要求が報告されなかった事実を勘案すると、配置しても有効性に疑問がある。職員の意識改革とセットで検討すべき。
- ・ 警察官の配置で不当要求対策が解決するわけではない。不当要求には毅然とした態度で臨む。また、必ず報告するという意識が職員になければ意味がないのでは。
- ・ 不当要求の抑止力としては有効な手段と思う。
- ・ 窓口で、どのような不当要求が、どの程度発生しているのか状況把握ができていな い段階で進めるのはどうか。
- 総社市でのこれまでの配置実績は有効だったのか。

- ⇒ (事務局) 交通, 消費生活といった専門分野の配置であり, 有効に機能していた。
- ・ 県内他市の状況を見て、警察との連携や抑止力としては効果があると思う。配置に ついて進める方向で良いのでは。
- ・ 不当要求発生の報告が挙がってこなかった点の改善策は?これがないと配置は機能 しない。
 - ⇒ (事務局) このあと、記録制度の提案を行う。また、職員コンプライアンスについても提案する。

では、次の提案説明を受けて、警察官配置も討議したい。

②改革の行程表、③要望等の記録制度の概要

(事務局) 改革の行程表について説明。改革の幹と考える(仮称) コンプライアンス条例の制定を検討していく。この条例に不当要求への対処や記録制度,公益通報制度など規定したい。要望記録制度は,現時点は細かい基準を設けず,記録し,情報共有に努める制度としたい。状況を見て,記録しやすい制度に随時修正していく。

(記録制度の関する委員発言)

- ・ 何のために行うか目的を明確にして職員に周知すべき
- 部長、市長へ報告する「重要」という基準は明確にすべきでは
- ・ 何が不当要求で、何が要望か明確に。また、どのようなものが記録に該当するのか 今回の事件を例とするなど具体例を示し、判断材料をどんどん作り、周知すべき。
- ・ 様式について、要望を記述する欄はもう少し広く。また、要望者等の確認自署欄、 方針の閲覧・承認とその後の結果の閲覧・承認の2つの押印欄が必要。
- 面談は複数人で対応、録音の要否基準などの周知も加えること。
- ・ 不当要求に対し組織として対応するのであれば、やることは良い。

- ・ これから新たに始める制度なので、最初は何が不当なのか、要望なのか、記録する 職員は悩むと思う。しかし、実施の意義はあると思うので、入り口を広くしてスタ ートすべき。
- 市役所は、日々たくさんの要望があるはず、本当に記録できるのか。
- 例外以外は、基本的に記録することで良いのでは。
- ・ 例外事項②の陳情書, 要望書は, 書類で提出されたとしても, 提出があったという 事実を記録すべきでは。

⇒委員会としては、試行段階では例外以外は全て記録し、その内容を評価し制度レベルを上げていくことを期待する。早急に実施すべき。

(行程表に関する委員発言)

- ・ 今回資料としてまとめてもらったアンケートの自由記述「不当要求がなくならない 理由」との関連付けがされた行程表に修正してほしい。
- ・ 行程表に日程を入れるべき
- ・ 議会マター、事務マターの区別の記載もお願いする。
- ・ 職員のペナルティに関する研修も必要

(警察官配置について委員発言)

- 先に、どのような要求があるか実態調査が必要。
- ・ 今回の不祥事に関して一回も警察への要請が出ていないし、上司への報告もない状況での必要性・効果に疑問。
- ・ 抑止力として、配置が必要と考える。
 - ⇒委員会としては、次回以降、もう少し討議が必要と考える。

2 入札・契約制度改革について

①入札・契約制度改革の行程表、②指名停止要領の改正

(事務局) 改革の行程表について説明。

入札等の制度改革(案)は個別具体(案)を提案し、審議する方法を予定 指名停止要領の改正は、国や県、県内14市の事例を参考に全体を改正。 特に法令違反に関する措置は2倍ないし3倍の停止期間に改正予定

(行程表に関する委員発言)

- ・ 個別具体の制度改革ということだが、今回の事件に関し、制度運用のどこに原因があったのか、その問題点が分析・提起されていない。それが先である。
- ・ 入札監視委員会だけで良いのか。職員の業務,服務状況を内部監査する組織と監査状況を評価する組織も必要と考える。
- ガバナンス全体の制度見直しも必要と思う。
- ペーパーカンパニーの調査・点検の制度を検討してほしい。
- ・ 事件として問題になった契約をもとに、随意契約、指名、入札の説明がほしい。その 分析がないままの改革案は? 部会を設けても良いのでは。

(指名停止要領の改正に関する委員発言)

- ・ 停止措置の不服申し立て苦情窓口を設けることを、あわせて検討してほしい。
- ・ 他市との停止要件・期間の比較ができる資料を提出願う。
- ・ 上記の資料を含めて検討したいので、もう少し時間が必要。意見はメール等で連絡する。

3 第4回のまとめ

- 警察官の配置は、もう少し討議が必要
- 記録制度は、早急に実施し、記録内容を評価し制度レベルを上げること。当委員会へ も状況報告を。
- 職務遂行改革の行程表は、スケジュール/日程を記載すること、職員アンケートのまとめとの整合の記載、議決など事務手続きの要否を記載したものを再度提出願う。
- 入札・契約制度の改革を進める過程で、部会の設置については委員長と相談
- 事件に関連する、指名、入札、随意契約等の書類の調査と報告を
- 指名停止要領改正は、他市との停止要件・期間の提出を受け、意見を連絡したい。

閉会

次回委員会について

日時:第5回 平成26年7月14日(月)午後2時30分から

★次回以降の留意事項

・ 委員会で求められた資料を事務局で整理し、スケジュールを明確にして委員会へ提出・報告すること。

審議事項の前に「報告事項」の時間を設けて、資料提出・説明の時間を設ける工夫を。

第5回 総社市再出発制度改革委員会(概要)

平成26年7月14日(月)

総合福祉センター2階教養研修室

 $14:30\sim16:40$

出席委員:6名 全員 半数以上の出席であり委員会は成立

委員会公開の確認

本日の委員会を公開することを委員相互で確認

【報告事項】

(1) 要望等の記録制度を開始したことについて

(事務局) 前回(第4回)の意見を踏まえ様式など一部修正し、7月4日から記録制度を 開始した旨を報告。運用状況は委員会へ随時報告する。

(2)公正な職務遂行のための制度改革に関する行程表

(事務局) 前回(第4回)において「時期を明確にした行程表」の再提出という意見を踏まえ、一部修正した行程表について報告。コンプライアンス条例(仮称)を軸とし対策を講じる。条例は12月定例市議会に提案予定。議決されれば来年1月から施行予定。通報制度、職員倫理に関する対策も条例施行にあわせて本格実施の予定

(委員発言)

- ・ 条例,規則,マニュアルのどこに,どのような具体的な対策が記載されるのか解らないので,もう少し詳細な資料を求める。 ⇒ 次回 資料提出
- ・ 入札・契約の制度改革との関連が解らない。全体構成が解る内容を望む。

- 原因→問題点→対策という部分が示されていないので、委員間で意識共有が出来ていない。この部分は早急に整理すべき。
- また、関係者ヒアリングについても検討してほしい。
- ・ 市役所内に既存のルールはあるものの、それが守られなかった。これは今回の事件 から明らかなこと。庁内ガバナンスの観点から、内部ルールが守られているかチェック する機能が必要と思う。
- ・「情報開示」「職員モラルの向上」「不当要求出来ない環境づくり」、この3点に留意して欲しい。

【審議事項】

(1) 指名停止要領の改正の提言について

(事務局) 前回(第4回)で資料請求のあった県下14市の停止期間を比較した資料は、 送付している通りです。国のモデルに準じた内容、法令違反に厳しく対処する 改正とし、抑止力としての効果に期待するもの

(委員発言)

- 「○ヶ月以上」という下限の期間が他市に比べ短い。
- 「○ヶ月以上○ヶ月以内」の幅が広いものがある。強化の主旨は理解するが、停止 期間の判断基準を明確にしておかないと事案が発生した際の運用が難しいのでは。
- ・ 指名停止措置を受けた業者と下請け契約できない旨を工事契約書に規定した方が良い。
- ・ 指名停止期間36ヶ月の措置をした業者が、会社を廃止、新設した場合、競争入札 参加資格申請から指名選定までの期間が現行制度では約12ヶ月。これで指名停止 強化の効果が期待出来るか疑問に思う。
- 競争入札参加資格申請から指名選定までの期間を延長出来ないのか。

- ・ 新規で資格申請をする業者が何件あるか資料提出をお願いする。その際に、市内、 準市内の区分もお願いする。 **⇒ 次回 資料提出**
- ⇒ 指名停止要領の改正は、委員の意見を踏まえ、再考をお願いする。

(2) 競争入札参加申請から指名選定までの事務に関する提言について

(事務局) 資料に基づき,事務手順を説明 (委員発言)

- ・ 申請件数は、どの位あるか
 - ⇒ (事務局) 過去2年の状況を回答
- ・ 指名委員会における副市長の発言に影響力はあるか
 - ⇒ (事務局)委員会は合議制で行われている。副市長は委員長であり規定では 最終的な決断者となる。
- 委員会に議事録が無い様なので、議事録の作成の検討をお願いしたい。
- 指名選定に工事成績の反映はどの様にしているのか。
 - ⇒ (事務局) 工事成績が悪い場合は、選定で考慮している。
- 工事成績が良い業者への配慮もしっかり行う様に
- 指名委員会の開催頻度はどの位か。
 - ⇒ (事務局) 月に1回又は2回
- 下請け契約に何らかの基準を設ける事は出来ないか。
- ・ 法令違反をした業者が、別な会社となって申請するケースへの対策が必要では。 申請から指名選定までの期間を3年位に延長出来ないか。
- ・ 今回の事件に該当するような業者に限定した対策は如何なものか。更生し、やり直 そうとする業者に影響が出るのは良くない。広く全体を意識して対策を講じるべき と思う。

・ 運用基準に定めている指名基準は、もう少し解りやすく出来ないか。

ペーパーカンパニーの点検は実施すべき。

⇒委員会としては、本日は意見がまとまらないため、継続審議とする。

【第5回のまとめ】

● 公正な職務遂行に関し、条例、規則、マニュアルのどこに、どのような具体的な対策

が記載されるのか解らないので、もう少し詳細な資料を求める。その際、入札・契約

制度との関連も考慮すること。

● 事件の原因→問題点→対策という部分を整理し、委員間で意識共有を図る。その際に

関係者へのヒアリングも検討して欲しい

● 指名停止要領の改正は、委員の意見を踏まえ再考をお願いする。

● 指名委員会の議事録の検討

● 繰り返し不正行為を行う業者を抑制できる仕組みを研究してほしい。

閉会

次回委員会について

日時:第6回 平成26年7月31日(木)午前10時から

53

第6回 総社市再出発制度改革委員会(概要)

平成26年7月31日(木)

総合福祉センター2階教養研修室

 $10:05\sim 12:12$

出席委員:5名(欠席 晝田委員) 半数以上の出席であり委員会は成立

委員会公開の確認

本日の委員会を公開することを委員相互で確認

【報告事項】

(1) 7月24日市長の記者会見概要について

(事務局)(1)7月24日の市長記者会見で述べた概要は次の通り

- 1 職員倫理について
 - ○コンプライアンス条例(仮称)の制定 上記の条例主旨を受け、次の3点を具体的に進める。
 - ・ 不当要求等の記録・公表制度
 - 公益通報制度の規程を改正し拡充する。
 - ・ 飲食等の届出制度を含む職員倫理規則の制定
 - ○昇任・昇格等を含めた懲戒処分等の厳罰化・明確化
 - ・ 昇給・昇格基準の明確化
 - ・ 停職期間の巌罰化
- 2 入札・契約について
 - ○入札等監視委員会の設置
 - ○指名停止期間の厳罰化

(2) 前回の検討事項及び提出資料について

- ・資料「入札・契約制度改革及び公正な職務遂行のための仕組みづくりの概要」を もとに原因→課題点→対策の概要を説明。委員には更なる肉付けをお願いしたい。
- ・ 平成18年以降の新規登録の市内業数及び準市内業者の数を説明
- ・ 指名審査委員会の議事録は、作成することで検討
- ・ 事務所の実地調査は、早急に実施することで検討
- ・ 指名停止要領は、再考したが、前回(5回)で提案した内容で実施したい。

(委員発言)

- ・ どのような場合に○ヶ月の期間とするというように、指名停止の運用基準を設ける必要を感じる。
- ・事務所の実地調査は、点検項目や改善事項の基準が必要だと思う。
- ・コンプライアンス条例など制度を定めるのは良いが、制度が如何に守られているのかをチェックする機関を設けるべき
- ・ 入札等監視委員会のチェック機能に、内部全体をチェックする機能を加えることは 可能か。
- ・ P・D・C・Aサイクルで考えると、Pが条例、Dが実施、そしてCの機能が必要となるが、必ずしも外部でなくても良いのでは。内部でも機能が発揮できれば良いと思う。
- ・コンプライアンス条例の全容を委員会へ相談して欲しい。
- ・ 条例を制定した後、法令解釈、禁止事項などの職員教育、その記録を行い、啓発を 図ることが重要
- 条例には主旨を定め、規則などに細目を定めると理解して良いか。

- ⇒ そのように理解を願います。
- ・新規業者について随意契約対象とする期間を名簿登録後6ヶ月と定めたが、これまではどうだったのか。
 - ⇒ 曖昧な部分があったため明確にした。
- ・ 随意契約対象になってから指名対象までの期間の意味合いは
 - ⇒ 随意契約対象の少額工事で施工能力を確認する期間と思って欲しい。
- ・ 入札に関する対策は講じているが、随意契約に関する改革も行うのか。定期監査で 随意契約に関する指摘は毎年あるが。
 - ⇒ 随意契約の改革も予定している。ガイドラインの作成も考えている。

【村本委員から提案】

- ・村本委員が作成された「総社市官製談合不祥事対策検討シート」を提案
- ・事件の背景,問題点など概要は示されてきたが,まだ整理出来ていないものが多く あると感じる。また,委員会の進捗状況を鑑み,最終答申へ向けた作業を急ぐ必要が ある。
- ・そこで、調査事項、問題点など詳細を全体に渡って整理し、項目ごとに追加調査事項や対策を記載することで、最終答申作成の参考になればと考え、この様式を作成した。
- ・職員アンケート、市の内部調査結果などシートを区分している。
- ・ 委員各位で記入して頂きたいし、事務局で記入できる箇所は是非とも取組んで頂き たい。
- ⇒ 事務局として記入出来る箇所は記入します。

村本委員が提案された「総社市官製談合不祥事対策検討シート」を活用することを確認 併せて、最終答申書の作成に向けた準備も進めていくことを確認

【審議事項】

(1) 入札等監視委員会の機能について

(事務局) 7月24日の市長の記者会見を受け設置するもの。

委員会の機能としては,

対象:建設工事,委託業務

所掌する事務: 運用状況の報告、指名方法及び落札経過に関する審議、

入札制度への提言、随意契約の理由及び経緯、

指名等に関する再苦情の審議

を予定している。

また、委員の人数は3名、開催頻度は原則年2回、会議は原則公開などの内容を考えている。

(委員発言)

- 他の自治体でも同様な委員会を設置しているのか。
 - ⇒ 県内では岡山市が設置。全国でみると総社市と規模が同じ位の市で 約2割が設置している状況
- 年2回の開催だが、軌道に乗るまで回数を増やしても良いのでは
- 指名に関する苦情など処理する事務は担任するか。
 - ⇒ 市から一旦返答し、再度異議を申し立てた場合の再苦情の審議は事務として 予定している。
- ・ 入札・契約に特化した監視組織だが、このゾーンのみで十分か。コンプライアンス 条例を制定した後の制度が守られているか否かチェックする機能を加えるべきでは。
- ・ 企業では、内部で監視するより外部の監視という意見や傾向が強い。
- 全体を監視する組織は、別組織でも良いのでは。
 - ⇒ 全体をチェックするものでいえば監査という組織がある。

・ 監査委員に弁護士を任用しチェックしている自治体もある。全体をチェックする体

制を強化する意味で弁護士を活用することを提言してはどうか。また、入札等監視

委員会という組織は別な組織として必要と考える。

・ 委員会で審議している対策と市長の記者会見で実施していく内容を、最終答申へ向

けどのように整理すれば良いのか。委員会としては早期に実施できることは実施す

べきと表明している。この点から考えれば、9月議会を経て実施する対策に更なる

肉付けを行うこと、或いは今後の議論の中で新たな対策の提言を行うことを今後の

委員会で協議していくと理解して良いか。

⇒ そのような理解でお願いします。

【第6回のまとめ】

● 市長が記者会見で表明した対策は了解する。ただし、更なる肉付けは検討して行く。

● 9月市議会へ提案する条例の概要を委員会へ相談して欲しい。

● 村本委員の提案されたシートを活用し、最終答申のまとめを進めて行く。

閉会

次回委員会について

日時:第7回 平成26年8月28日(木)午前10時から

58

第7回 総社市再出発制度改革委員会(概要)

平成26年8月28日(木)

本庁2階会議室10:00~12:05

出席委員:5名(欠席 平松委員)半数以上の出席であり委員会は成立

委員会公開の確認

本日の委員会を公開することを委員相互で確認

【審議事項】

(1) 設計価格. 予定価格など入札に係る情報の公表可否と時期

(事務局 説明)

県下15市の状況,他市で最近改正した状況,並びに総社市におけるこれまでの経過 を資料に基づき説明

(委員意見)

- ・国の指針通り事前公表は控えるべき。
- ・事後公表が原則だと考える。しかし、他の自治体でも不正行為の予防策として事前 公表など各自治体で出来る工夫をしているのでは。
- ・設計価格の事前公表は業者間の談合を助長するという考えもある, そのため事後公表 に改めるべき。
- ・設計価格を事前公表しているが、電子入札システムでは指名業者がどこなのか入札執 行後まで分からない。業者間談合は難しいのでは。
- ・予定価格、最低制限価格を事前公表すると、単なるくじ引きとなるのでは。
- ・設計価格を事前公表すると最低制限価格の近似値が推測できる。
- ・今回の事件で業者が探ろうとした価格は何か?

- → 設計価格
- ・設計価格を探ろうしたため、平成26年1月から事前公表に変更したのか?
 - *→* そのとおり。
- ・事前公表するメリットは?
 - → 職員を守るため。
- ・事件が発生した後に改正したことは。
 - → 設計価格を事前公表としたこと、最低制限価格の変動幅を拡大した。
- 事前公表にしたとしても全業者に分かることなので、ある意味で公平性は確保されているのでは。
- ・事前公表は落札率を低くするため、行政改革の一環で行われたと思う。
- ・事前公表しなくても、金額抜きの設計書が開示されているので、業者は各自の積算 システムで設計価格の近似値を算出出来る。
- ・国の指針も事前公表を推進したり、事後公表を推進したりと様々。
- ・入札とは何か、という原点に立ち返り議論すべきでは。

(まとめ)

設計価格、予定価格、最低制限価格を事前又は事後に公表することのメリット、デメリットを事務局で整理して欲しい。それを基に次回再討議したい。

(2) 指名選定と市内産業の振興

(事務局 説明)

総社市の現状として,指名選定の留意事項,新規業者の取扱い,建設業組合からの要望, 事件の背景,加えて他市で当該審議事項に類似する議論経過や方針を資料に基づき説明

(委員意見)

・各自治体で企業数や規模は異なる。総社市での独自判断になるのだろう。税金の循環

という観点から言えば、市内業者の振興という考えは大切。

- 災害応急など非常時のことを考えれば、市内業者の育成という考えは継続して欲しい。
- ・業者数とマーケットの関係は?
 - → 市発注の工事に頼る部分は大きいと思う。
- ・ 市内業者への発注割合は?
- → 概算だが、件数割合で90%位だと思う。
- ・育成も大切だと思うが、競争原理を働かせることも重要。その意味では長期スパンで 育成ということを考えた方が良いのでは。
- ・「総社市建設工事請負業者選定に関する運用基準」第2条に規定されている「市内業者のなかから・・」という表現は、競争原理を働かせる主旨で改めた方が良いと思う。

(まとめ)

税金の循環という観点, 災害など非常時の事を考慮し, 市内業者育成・市内産業の振 興という配慮は必要と考える。

(3)報告書のまとめに向けた確認

(事務局 説明)

報告書作成の準備として項目ごとの論点整理を、村本委員が前回提案された「検討シート」をベースに、項目整理し、「現状」、「問題点」、「対策又は改善点」という欄に区分し、これまでの意見を纏めた。加筆、修正する部分が有ると思われる為、意見を頂戴し、これを基に報告書(答申)を作成して行きたい。なお、報告書は、大きく「事件の概要」「制度上の課題点」「対策、提言」という構成を考えている。

(委員意見)

- ・建設部の移動に関する項目を追加して欲しい。
- ・監査の指摘事項をホームページで公表する項目の追加をお願いしたい。
- ・監査の指摘事項に対する担当課の抽象的な回答(措置)を改める事が課題と思う。

その他

・随意契約に関する議論が出来ていない。次回に予定してはどうか。

閉会

次回委員会について

日時:第8回 平成26年9月24日(水)午前10時から

第8回 総社市再出発制度改革委員会(概要)

平成26年9月24日(水)

本庁2階会議室10:00~12:00

出席委員:6名 全員出席であり委員会は成立

委員会公開の確認

本日の委員会を公開することを委員相互で確認

【報告事項】

(1) 9月定例市議会へ提案した条例の状況

(事務局)総社市コンプライアンス条例及び総社市入札等監視委員会設置条例を,9月定例 市議会へ提案した。どちらも9月19日に原案で可決され,同日に公布し,10月 1日施行で準備を進めている状況である。

(委員意見)

- ・両方の条例に第三者で組織する委員会があるが、それぞれで連携するのか。
 - → (事務局) 担当する事務は別々。ただし、入札・契約に関係する不当要求等が あれば入札等監視委員会との連携は必要となる。
- ・委員の選任に議会の同意は必要か。
 - → (事務局) 必要ありません。
- ・倫理規則は新たに制定するのか。
 - → (事務局) その通りです。
- ・入札等監視委員会の対象に、電子機器など物品購入は含まれるのか。
 - → (事務局) 質問のような物品購入は含めていない。
- ・委員会と職員が意思疎通でき、有効に機能するよう配慮して欲しい。

【審議事項】

(1) 設計価格. 予定価格など入札に係る情報の公表可否と時期

(事務局) 事前公表, 事後公表することのメリット, デメリットについて説明

(委員意見)

- ・最低制限価格に近い金額で落札されることは発注者から見ればメリットだと思う。
- ・企業としては、設備や機械をコンスタントに稼動させることで低コスト、品質管理が 実現出来る。低コストで発注出来ることは市の側からすればメリットである。このよ うな企業が数社存在することが理想的。
- ・事前公表か、事後公表かについては、最新の指針に沿うのが本来の姿と思う。これは 職員教育のうえでも明確な根拠があるので分かりやすい。
- ・現在のように事前公表することで職員を不当要求から守ることも大切。しかし、未来 永劫この形というのは良くない。支障がなくなれば改正すべき。
- ・ 積算内訳書の提出は、いつなのか。
- → (事務局) 入札日の17時15分までとしている。
- ・積算内訳書の内容は審査しているのか。また、審査結果によって失格もあるか。
- → (事務局) 内容は確認している。また、結果によって失格という仕組みは無い。
- ・予定価格、最低制限価格を事前公表すると、単なるくじ引きとなるのでは。

(意見のまとめ)

現在の事前公表の状態は暫定措置と考え、コンプライアンス条例の制定、各種の改革を実行し、それらの制度が職員に浸透した後には事後公表とするべき。

また、国の指針に記述されているように事後公表が本来の姿と考える。職員を守る為ということで事前公表とした経緯も理解出来るが、それが真の姿ではないことを留意して欲しい。

(2) 随意契約の適正化について

(事務局 資料に基き制度概要と課題点を説明)

(委員意見)

- ・これまで指名競争入札について議論してきたが、随意契約も契約には違いない。 そのため、同一業者に偏るとか、不適切な価格とならないよう、適正化の対策は講じるべきと考える。
- ・随意契約の場合も、登録申請した業者が契約相手となるのか。
 - → (事務局) そのとおりです。
- ・ガイドラインに、分割・分離発注に関する事項の記載を望む。
- ・定期監査において契約に関する指摘事項が多いと感じる。そのため、過去3年位 の実態を調査し、その課題点に対する改善策という方向で、報告書の纏めをお願い したい。
- ・契約規則に定める金額以上で随意契約をした場合は、公表するよう見直しを。
- ・同様に入札等監視委員会への報告もお願いする。

その他

報告書のまとめ方

(事務局から報告書の纏め方について、その目次となる項目、編纂方法を示す。)

概ね了解の確認

閉会

次回委員会について

日時:第9回 平成26年10月15日(水)午前10時から 記録制度の報告状況、報告書(答申)の概要の確認を予定

第9回 総社市再出発制度改革委員会(概要)

平成26年10月15日(水)

本庁2階会議室10:00~12:05

出席委員:6名 全員出席であり委員会は成立

委員会公開の確認

本日の委員会を公開することを委員相互で確認

【報告事項】

(1) 7月4日から実施している要望等の記録制度の状況

(事務局) 別紙資料のとおり7月から9月までの間に報告があった要望等は6件で、その内 訳として要望等の区分は、要望3件、苦情2件、その他1件であった。

(委員発言)

- ・要望事項のうち指名選定基準に関するものの内容は?
 - → (事務局) 要望のうち2件が該当。1件は指名選定基準の「地域性」に関する もの、1件は「市外業者と準市内業者」の考え方に関するもの、いずれも説明 し理解を得た。
- ・6件の情報共有の方法は?
 - → (事務局) 係員, 係長, 課長, 部長と回覧し情報共有している。他の部署に関連 する内容であれば該当部署にも回覧している。
- ・情報共有する事が肝心なので、引き続き意識して努めて欲しい。

【審議事項】

(1) 答申書(案)の内容について

(事務局)全体構成,課題点の分析と提言項目について説明。これまでの協議内容を踏まえ, 補足,修正する事項があれば意見を頂戴したい。また,資料に添付する内容についても 意見を頂戴したい。

(委員意見)

- ・全体構成について、P22以降に記載している「改革案の提言と主旨」を、P2の 提言事項を箇条書きしている後ろに記載するよう変更してはどうか。この方が、提言 主旨が伝わり易いと思う。
- ・提言事項と主旨を纏めた概要版の作成も検討して欲しい。
 - ※ 以下は項目別に委員発言の要旨を記載

【はじめに】の項目

委員で事件の事実関係調査を行った事を明記する。

【改革案の提言】の項目

- ・「提言の基本的な考え方」の文章に、法令規則、コンプライアンスの教育不足、研修 不足に関する文章を追記。
- ・「入札・契約制度の改革について」の提言に、業者からの苦情処理を受付・回答する 機関の設置に関する文章を追記。
- ・「公正な職務遂行のための仕組みづくり」の提言に、庁内コンプライアンスを監視 する第三者組織の設置に関する文章を追記。
- ・「公正な職務遂行のための仕組みづくり」の提言に、職場のコミュニケーション向上 に関する文章を追記。併せて職員育成のニュアンスも加味すること。

【事件の概要と背景】の項目

事件の人間関係図を簡略なもので良いので記載すること。

・事件背景に関する内容は、裁判傍聴記録を列挙するだけでなく、委員会としての見解 も記載し概要をまとめる方向で修正すること。

【現行制度の概要と課題】の項目

- ・全体的に字句、表現の修正をお願いする。
- ・現状分析,課題点に関する記述は,委員会の立場で記述するよう一部の表現を修正すること。
- ・課題点のまとめの部分は、提言項目と整合を図り修正をすること。

【改革案の提言と主旨】

- ・次回(第10回)に内容を確認する。
- ・本日の意見を受け答申書(案)の記載内容を事務局で再確認して欲しい。

答申書の提出について委員会で確認

次回(第10回)も答申書(案)の内容検討をする必要がある。そのため、11月上旬に 第11回委員会を開催することについて協議。

結果, 開催することを決定。

第11回は、市長へ答申書を提出する予定で日程調整を行うことも確認。

閉会

次回委員会について

日時:第10回 平成26年10月29日(水)午前10時から

答申書(案)について協議を予定

第10回 総社市再出発制度改革委員会(概要)

平成26年10月29日(水)

本庁2階会議室10:00~11:30

出席委員:5名(欠席:清水委員)過半数の出席であり委員会は成立

委員会公開の確認

本日の委員会を公開することを委員相互で確認

【審議事項】

答申書(案)の内容について

(事務局) 前回(第9回)の意見を踏まえ修正したものを配付。

主な修正内容は、「改革案の提言と主旨」の部分を前半に移動、P15の事件背景の記述は全面修正、委員から事前に頂戴したご意見は文字の色を変え表現しているので、審議の参考にしていただきたい。また、資料編も配付しているので審議をお願いします。

(委員意見)

- ・前半に移動した【改革案の提言と主旨】は、全体構成を考えると修正前の状態に戻した方が良い。提言主旨が後半にあるため判り難いようであれば、概要版の作成で対応という方法もある。
- → (事務局) 元に戻す (後半に移動) 編集で修正します。
- ・【はじめに】の部分に、事件の当事者である職員にヒアリングを試みたという内容を 追記し、調査活動の記録を残すべきと思う。併せて資料編にも調査活動に関する記録 を記載した方が良い。
- ・P12提言事項の公正な職務遂行のための仕組みづくりについてのうち、(3)(1)の

提言内容の「内部統制機能を有する組織の設置」に関する部分の基になる課題点の記述が無い。課題点と提言という整合を図る意味で修正を検討されては。

- ・同じく(3)③の提言事項で、「リスク管理、危機管理体制の整備」は前に記述されている①②の提言内容と比較して具体性に欠け、当委員会の提言の範疇を越えているように感じる。
- → (事務局) 提言内容と課題の整合が図れる表現に修正します。

また,「リスク管理, 危機管理体制の整備」に関する提言事項は削除し, 提言主旨の記述のなかで補完するよう修正します。

- ・P13事件概要の部分で、当委員会の開催中には刑事事件の記録が閲覧出来なかった 旨の記述を追記した方が良い。
- ・P15事件背景の箇所に、平成19年10月に予定価格及び設計額を事前公表しない こととされた際、これらを探ろうとすることが危惧される旨の総務部長通知がなされ ているにもかかわらず、組織的な教育や体制がとられていなかった旨の記述を追記し た方が良い。

【資料編】について

ホームページで公開している委員会審議概要を添付すべき。

概要版の作成について

答申書の概要版は,正式な答申書から内容を抜粋する編集方法で作成することとし, 事務局に編集を任せる。

答申日程等の調整について

平成26年11月7日(金)午前11時の予定。場所は、総合福祉センター2階教養研修室。集合時間は午前10時45分頃でお願いしたい。

総社市再出発制度改革委員会設置条例(平成 26 年 4 月 25 日公布 総社市条例第 14 号)

(目的及び設置)

第1条 談合その他の不正行為を排除し、並びに公正な競争、透明性の向上及び品質確保の実現を目的に、入札、契約その他制度の改革に関する提言を行うため、総社市再出発制度改革委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

- 第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項を調査審議し、及びこれらの事項に関して市長に提言する
 - (1) 入札及び契約の検証に関すること。
 - (2) 入札制度等の改革に関すること。
 - (3)前2号に掲げるもののほか、前条に定める目的を達成するために必要な事項 (組織等)
- 第3条 委員会は委員7人以内で組織し、委員は学識経験等を有する者のうちから市長が委嘱する。
- 2 委員の任期は、平成27年3月31日までとする。 (委員長等)
- 第4条 委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。
- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。 (会議)
- 第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。
- 2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。 (意見の聴取等)
- 第6条 委員会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見若しくは説明を 聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(守秘義務)

- 第7条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。 (庶務)
- 第8条 委員会の庶務は、総務部において処理する。

(報酬及び費用弁償)

- 第9条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第203条の2第4項の規定に基づき,委員の報酬は、日額7、500円とする。
- 2 前項に掲げるもののほか,費用弁償の額及び支給方法は,総社市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(平成17年総社市条例第35号)を準用する。

(その他)

第10条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に 諮って定める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(招集の特例)

- 2 この条例による最初の委員会の会議は、第 5 条第 1 項の規定にかかわらず、市長が招集する。 (失効)
- 3 この条例は、平成27年3月31日限り、その効力を失う。

不当要求等の実態及び対応に関する緊急アンケート

これは、全職員(臨時職員、嘱託職員を含む。)を対象にした、不当要求等の実態とその対応に関するアンケートです。

工事等に関する要求に限らず、日常業務において発生する様々な不合理な要求も対象とする ものです。皆さんの周りで、どのような要求があり、どのように対応されているのか、その実 態を把握することで、これからの制度改革、対策などに役立てることを目的としています。目 的以外で使用することはありません。

無記名のアンケートなので、趣旨を御理解のうえ、できるだけ具体的に実情を記入いただくよう御協力をお願いいたします。

■記入にあたっての注意事項

対象者 : 全職員(臨時職員,嘱託職員を含む。)

対象期間: 平成20年度以降の要求(平成20年度以降の要求と記憶しているものも含む。)

回収期限:平成26年5月16日(金)

■不当要求等とは

総社市不当要求行為等対策規程第2条に定めるもの、不合理と感じる要求とします。

※総社市不当要求行為等対策規程から抜粋

- 第2条 この規程において<u>不当要求行為等とは</u>,<u>暴行</u>,<u>威圧的言動その他の不当な手段により</u>, <u>本市に対し公正な職務の遂行を損なうおそれのある行為を要求すること</u>をいう。
- 2 前項の暴行,威圧的言動その他の不当な手段とは,次の各号に掲げる行為をいう。
 - (1) 暴力的行為
 - (2) 脅迫的行為
 - (3) 正当な理由なく面談等を強要する行為
 - (4) 粗野又は乱暴な言動により職員の生命、身体、財産、身分等に不安を抱かせる行為
 - (5) 書面、街宣活動等により市の業務を妨害する行為
 - (6) 正当な権利がないにもかかわらず権利があるとする行為
 - (7) 庁舎等の保全及び庁舎等における秩序の維持並びに事務事業の執行に支障を生じさせる行為
 - (8) 前各号に掲げるもののほか、不当と認められる行為
- 3 第1項の公正な職務の遂行を損なうおそれのある行為とは、次の各号に掲げる行為をいう。
 - (1) 市が行う許認可等又は請負その他の契約に関し、特定の事業者若しくは団体又は個人に 有利又は不利な取扱いをする行為
 - (2) 入札の公正を害する行為又は公正な契約事務の確保に関して不適切な行為
 - (3) 寄附金, 賛助金その他名目の如何を問わず不当に金品等を供与する行為
 - (4) 不当に債務の全部若しくは一部の免除又は履行を猶予する行為
 - (5) 人事の公正を害する行為
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、法令等の規定に違反する行為

「不当要求等の実態及び対応に関する緊急アンケート」集計結果

【回答率】

97. 4% (対象者854人, 回答者832人)

育児休業,病気休暇など, やむを得ない理由がある者を除くと, ほぼ全職員が回答したもの

【全体】

- ① 不当要求、不合理な要求は、全ての職場で様々な形態で発生している。
- ② 不当要求,不合理な要求が発生した際の対処は,一人で対処したという回答が約4割あった。周りが協力的だったという意見を加味しても組織的な対処は十分とはいえない。
- ③ 不当要求,不合理な要求は,調査対象期間でみると増加傾向にある。また,増えていると感じている職員も多い。
- ④ 公益通報制度などを構築しているものの認知度は十分とはいえず、研修計画と 併せて改善が必要

【主な項目別】

●不当要求等の有無

- ・ 職員の感じ方や基準に違いがあるなかで、114人の者から過去に受けたことがあるとの回答があった。
- ・ 自由記述の欄に、「無記名といいながら個人が特定されるのではないか」と心配する意見があるなかで114人の回答は信憑性が高いものと考える。その反面、潜在する意見があることにも留意が必要

●受けた者の等級別比率

- ・ 受けた者のうち49%が係長以上の役職者であり、一定の権限を持つ者に対して 要求が多いといえる。
- ・ 別な項目で不当要求等に「複数で対処した」という回答から、上司とともに対処した結果とも受け取れる。

●不当要求等の内容

- ・ 公共工事等に関連する要求に限らず、市民生活に関連する「行政処分」に関する ものも多い傾向
- 別な項目の不当要求等を受けた部署別をみても、全ての職場で発生しているとい える。

●不当要求を受けた部署

・ 比率では、総務部 20%、保健福祉部 22%、建設部 17%が多い傾向である。しかし、所属職員数を勘案すると総務部 67人、保健福祉部 86人、建設部 37人であり、建設部への要求は多い傾向にあるといえる。

●不当要求の手段

・ 来庁と電話が大半を占める。これは威圧的な言動で要求することを顕著に示す。

●不当要求への対処

・ 複数での対処が 45%, また周りが協力的との回答が 62%を占める状況のなかで, 一人で対処している者が 38%を占めることは課題といえる。

●不当要求の相談相手

• 66%の者が「いる」と回答し、その相手を所属長と回答。その一方で相談相手がいない理由として上司との信頼関係の希薄さを挙げている。この階層を対象とした研修やメンタルケアが必要といえる。

●業者などからの金品の贈答

・ 贈答があると回答した者が9名おり、その大半が拒否又は返送したと回答しているが、今後の徹底が必要である。

●接待. 金品受領. 情報漏えいの噂

・ 噂を聞くが相談・通報しない者のほうが多い。これは、別な項目の「公益通報制度の認知度」「連絡先の認知度」の低さを考えると、制度上の課題といえる。

●不当要求の増減

- 回答した者のうち「増えている」と感じている者が多い。
- 別な項目の「不当要求等を受けた時期」と比べても, 20~22 年度より 23~25 年度のほうが多い。

●不当要求・コンプライアンス研修の受講状況

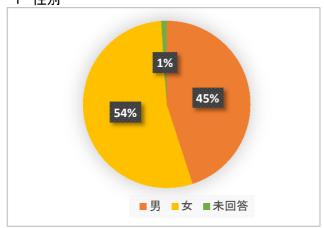
・ 受けていないとの回答が約47%あることは課題点。また,受けた者も49%が1回という状況。しかし,受講者のうち研修内容を理解できたという者が大半であることから,継続的な研修計画が必要といえる。

不当要求等の実態及び対応に関する緊急アンケート結果

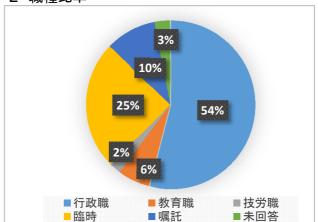
概略版

対象者854人 回答者832人(回答率97.4%)

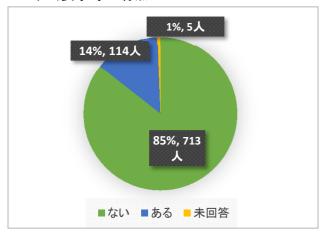
1 性別



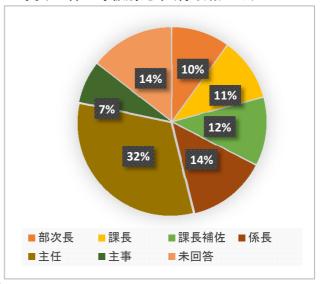
2 職種比率



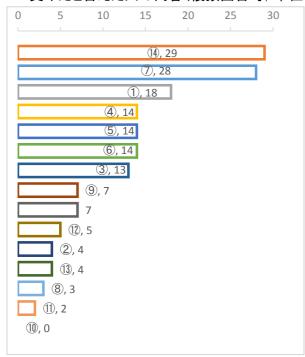
3 不当要求等の有無



★受けた者の等級別比率(行政職のみ)

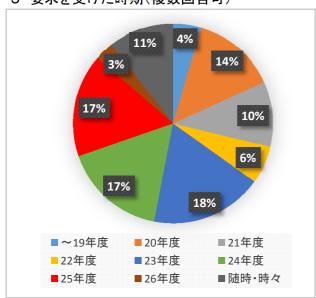


4 受けたと答えた人の内容(複数回答可,単位:人)

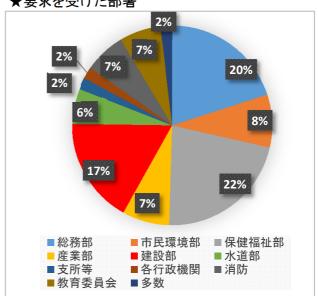


- 14 その他
- ⑦ 行政サービスの提供を要求
- ① 許認可など行政処分の決定
- ④ ③を除く、公共工事入札・指名・受注・下請けへの便宜を要求
- ⑤ 工事等の進捗を妨げる不合理な要求
- ⑥ 生活保護等,公的な給付の支給を要求
- ③ 公共工事等の入札に関する情報提供の要求
- ⑨ 事務処理に因縁をつけ、口止め料・迷惑料・損害賠償等の 未回答 名目での金品の提供を要求
- 12 職員のプライベートな行為への因縁
- ② 各種の許認可業者への行政指導等
- ③ 機関紙等の購読を要求
- ⑧ 寄付金, 賛助金等の提供の要求
- ① 物品の購入の要求
- ⑩ 負担金などの支払いの要求

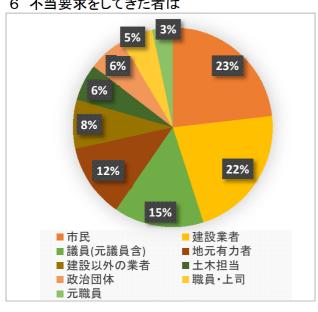
5 要求を受けた時期(複数回答可)



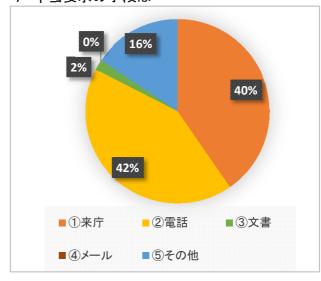
★要求を受けた部署



6 不当要求をしてきた者は

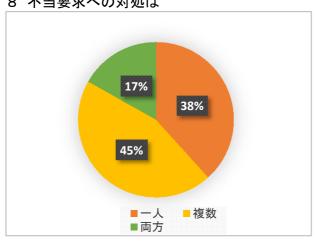


7 不当要求の手段は

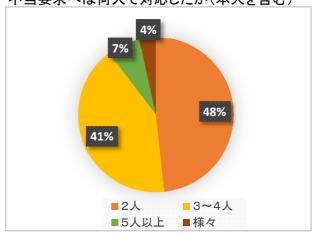


⑤その他で多い回答・・・現場, 呼出

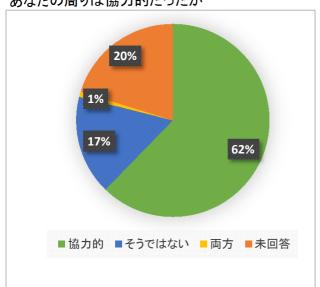
8 不当要求への対処は



複数で対処した方 不当要求へは何人で対応したか(本人を含む)



あなたの周りは協力的だったか



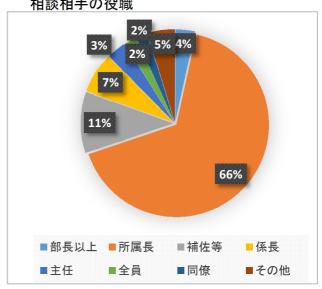
対処しているとき、その後相手は

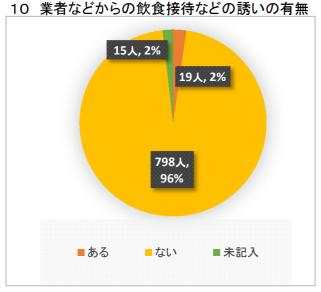
威圧的·高圧的	27
威嚇・恫喝・机をたたく	11
変化なし	13

9 不当要求があった場合の相談相手



相談相手の役職





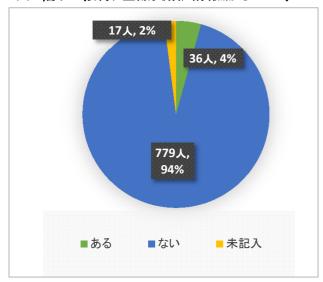
「ある」と答えた人で

参加した 13人(うち自腹と回答1人) 断った 6人

業者などから金品(祝い金・中元/歳暮)の贈答

ある	9人
ない	779人
未記入	44人

11 周りの接待,金品受領,情報漏えいの噂



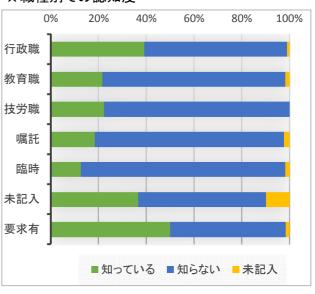
噂を「ある」と答えた人は、相談通報したか

した 8人 していない 28人

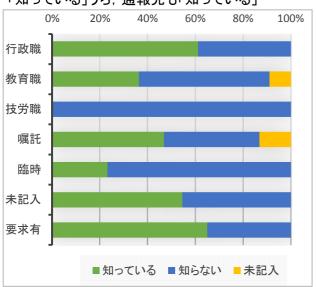
12 公益通報制度の認知



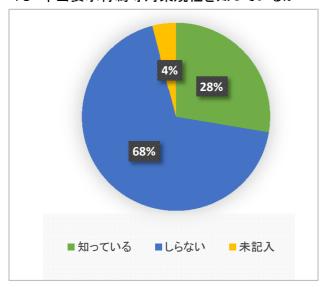
★職種別での認知度



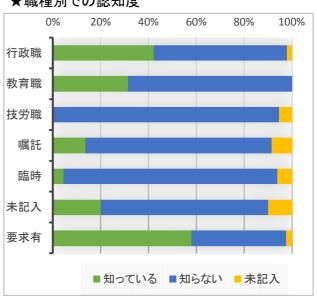
「知っている」うち, 通報先も「知っている」



13 不当要求行為等対策規程を知っているか



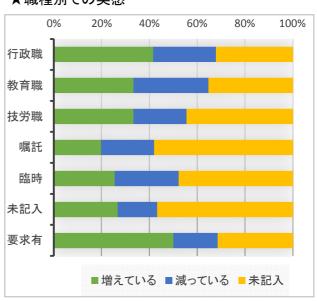
★職種別での認知度



14 不当要求の増減は



★職種別での実感



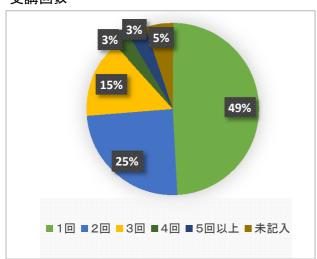
15 不当要求・コンプライアンス研修の受講



★職種別での受講実績



受講回数



研修内容を理解できたか

理解できた	387
理解できなかった	7
未記入	17